いじめ防止基本方針

明石市立明石商業高等学校

２０２１年4月1日

学校いじめ防止基本方針

明石市立明石商業高等学校

1　本校の教育方針

「自立・親和・感謝」の校訓の基、自主自立・協同親和の精神に富み、何事にも感謝する心を持つ人材の育成をめざしている。そのため次の教育目標を掲げる。

（1）　専門教育の充実と特色ある学校づくりに努め、望ましい職業観を確立し、世界の産業界で活躍できる人材の育成を図る。

（2）　自らの責任を果たし、規律と義務を尊重し、真の自立心を持つ人材の育成を図る。

（3）　知性を磨き、節度と礼儀をわきまえ、自信と誇りを持ち、協同親和の精神に富む人材の育成を図る。

（4）　確かな人権意識を育み、他者を思いやり、自己を尊重し、感謝する心を身に付け、豊かな人間性を持つ人材の育成を図る。

これらの教育方針を踏まえ、全教職員が、人権の大切さについて理解し、保護者や地域、関係諸機関と連携し、また、支援を受けながら、全ての生徒が安全に安心して有意義に学校生活を送ることができるように、指導・支援体制を構築し、いじめを許さない学校づくりを推進するために、「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

2　基本的な方向

人間は共に生きているという原点に立って、温かい心を育み、お互いを思いやり人格を尊重しながら成長し合うような豊かな人間性を育み、暴力を許さず生命や人権を守る教育を計画的・組織的に推進し、いじめの未然防止を図る。また、各教職員が持つ生徒情報を全教職員が共有し、いじめの早期発見・早期対応を図り、迅速に解決するために、以下の指導体制を構築し取り組んでいく。

3　いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。　**【<u>別紙１ 校内指導体制及び関係機関</u>】**

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見できるようチェックリストを別に定める。

【<u>別紙２ チェックリスト</u>】

（2）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的･計画的に行うため、包括的な取組の方針、防止のための取組、早期発見の在り方、対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。　**【<u>別紙３ 年間指導計画</u>】**

（3）いじめ問題への組織的対応

いじめに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【<u>別紙４ 組織的対応</u>】

（4）ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法尾立違反など、事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携し対応する。

【<u>別紙５ ネット上のいじめへの対応</u>】

学校いじめ防止基本方針

明石市立明石商業高等学校

４　重大事態への対応

（1）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。また、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

（2）重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や市教育委員会事務局児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、明石市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

５　その他の留意事項

地域から愛され、信頼される学校を目指している本校は、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があり、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やＰＴＡ総会、学年保護者会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、この基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。これに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域との連携を積極的に図るため、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

Ⅰ　校内指導体制及び関係機関

いじめ対策委員会について

○ 校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、保健部長、学年主任、養護教諭等で構成する。
（事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、弁護士、市教育委員会児童生徒支援課職員などからなるメンバーを適宜編成する）
○ 教育相談委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導・支援するため、必要に応じて個別支援計画を立てる。

組織図

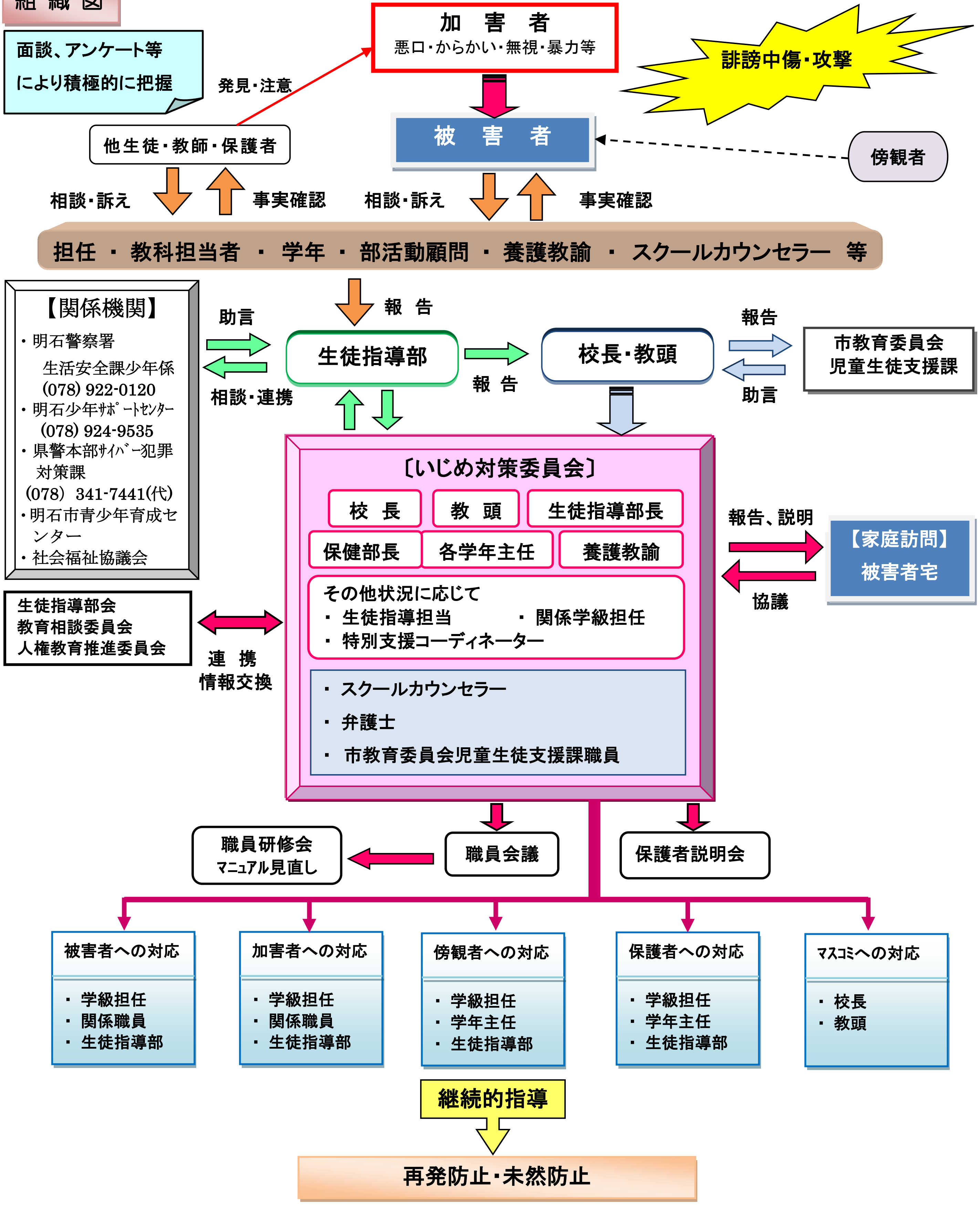

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

□　朝いつも誰かの机が曲がっている
□　掲示物が破れていたり落書きがあったりする
□　班にすると机と机の間に隙間がある
□　教職員がいないと掃除がきちんとできない
□　グループ分けをすると特定の生徒が残る
□　特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
□　学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
□　自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
□　些細なことで冷やかしたりするグループがある
□　授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている生徒

◆日常の行動・表情の様子
□　わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
□　にやにや、へらへらしている
□　おどおどしている
□　いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
□　下を向いて視線を合わせようとしない
□　表情が暗く、元気がない
□　早退や一人で下校することが増え
□　遅刻・欠席が多くなる
□　腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
□　ときどき涙ぐんでいる
□　友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◆授業中・休み時間
□　発言すると友だちから冷やかれる
□　一人でいることが多い
□　班編成の時に孤立しがちである
□　教室へいつも遅れて入ってくる
□　学習意欲が減退し、忘れ物が増える
□　教職員の近くにいたがる
□　教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

◆昼食時
□　好きな物を他の生徒にあげる
□　他の生徒の机から机を少し離している
□　食事の量が減ったり、食べなかったりする
□　食べ物にいたずらされる

◆清掃時
□　いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
□　一人で離れて掃除をしている

◆その他
□　トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
□　持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
□　持ち物が壊れたり、隠されたりする
□　理由もなく成績が突然下がる
□　部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
□　服に靴の跡がついている
□　ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
□　手や足にすり傷やあざがある
□　けがの状況と本人が言う理由が一致しない
□　必要以上にお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

□　多くのストレスを抱えている
□　家や学校で悪者扱いされていると思っている
□　あからさまに、教職員の機嫌をとる
□　特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
□　教職員によって態度を変える
□　教職員の指導を素直に受け取れない
□　グループで行動し、他の生徒に指示を出す
□　他の生徒に対して威嚇する表情をする
□　活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつか

別紙３

Ⅱ 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・年間計画作成 [職員会議 ※1] （4月～2月）事案発生時、緊急対応会議の適時開催	出身中学校との情報交換 （4月～6月）人間関係づくり・学級づくり	個人面談 個人状況把握 ※3 教育相談（月２回） スクールカウンセラー
5月	保護者向け啓発 （ネットいじめを含む） PTA総会 保護者会 ※5	カウンセリングマインド研修 ※4	教育相談（月２回） スクールカウンセラー
6月		人権LHR ２時間	教育相談（月２回） スクールカウンセラー
7月	いじめ対策委員会 ・アンケート結果の報告 ・対応協議		いじめアンケート ※2
8月		人権研修会	三者面談 （個人面談） 生活状況把握
9月		PTA朝のあいさつ運動	教育相談（月２回） スクールカウンセラー
10月			教育相談（月２回） スクールカウンセラー
11月		人権LHR ２時間	いじめアンケート 教育相談（月２回） スクールカウンセラー
12月	いじめ対策委員会 ・アンケート結果の報告 ・対応協議	カウンセリングマインド研修	
1月			教育相談（月２回） スクールカウンセラー
2月		人権LHR １時間	いじめアンケート 教育相談（月２回） スクールカウンセラー
3月	いじめ対策委員会 ・アンケート結果の報告 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針、指導計画の決定		教育相談（１回） スクールカウンセラー

※1　職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※2　いじめアンケート
各学期に１回いじめの実態把握のアンケートを実施する。（生徒・保護者対象）

※3　個人面談／三者面談
年度当初や夏季休業中に個人面談を実施し、生活状況把握を行うとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。

※4　カウンセリングマインド研修
ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。

※5　保護者向け啓発／研修
PTA総会や保護者会等を活用して、いじめを含む生徒の様々な情報を収集する。

※6　ITサイバー犯罪研修会
ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の情報ネットワークに関するトラブルやネットによるいじめ等について教職員・生徒だけでなく保護者も対象に研修会を実施する。（講師の都合等により日程変更あり）

○　年間を通じて、登校指導を兼ね、あいさつ運動を実施する。

Ⅲ 組 織 的 対 応

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組む。そのためには、未然防止、早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取組を推進していく。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか等について、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

①いじめ対策委員会について

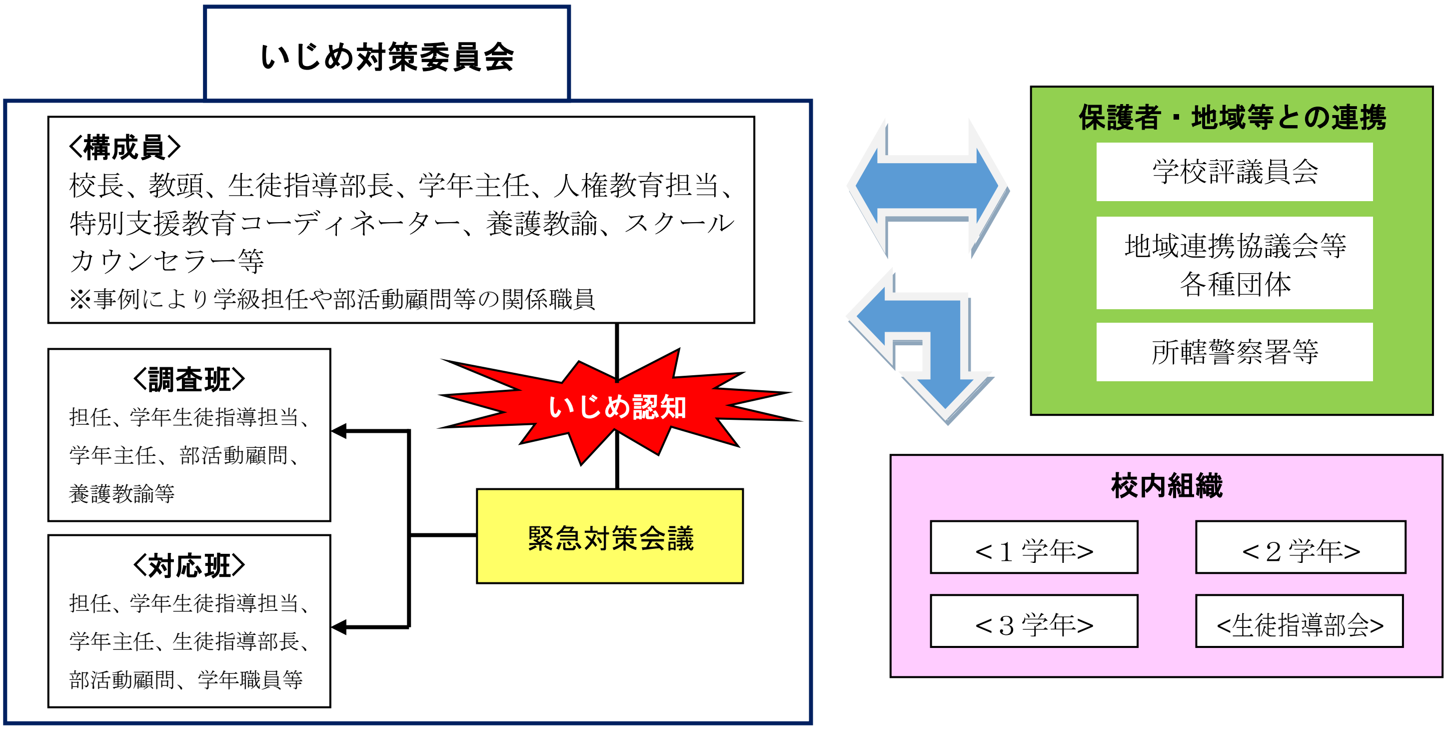

※いじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策委員会を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
※いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年３月文部科学省）に沿って、明石市教育委員会等との関係機関と連携しながら対応する。

②いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

※　いじめ認知時の組織的対応については、「Ｉ　校内指導体制及び関係機関　組織図」を参照

個別の対応

いじめられた生徒への対応

明石市教育委員会　児童生徒支援課「いじめ問題への対応（改訂版）」より

１　正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
２　生徒を決して孤立させず、安心して相談できる場を継続的に設定する。また「絶対に秘密を守る」ということを伝える。
３　本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、事象や事実の把握に努めるとともに、不安の解消を図る。また、スクールカウンセラー等とも連携し、心のケアに努める。
４　いじめの解消に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
５　家庭や外部の関係機関等と連携を図る。

いじめられた生徒の保護者への対応

１　家庭訪問し、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、協力をお願いする。
２　保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
３　スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。
４　適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

いじめた側の生徒への対応

１　正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
２　生徒が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
３　自ら言動が、相手の人としての尊厳を傷つけたことに気づかせ、反省を促す。
４　いじめの事実が明らかになった場合は、職員が毅然とした姿勢を示し、以後の生徒指導に混乱をきたさないようにする。
５　相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
６　自分のどのような面がいじめという行動につながったのかを知り、再発防止の意識づけにつなげていく。またその過程においてはスクールカウンセラー等、専門家のサポートを積極的に活用する。
７　自らの長所を再認識させ、それを活かす生活の在り方を確認する。
８　家庭や外部の関係機関との連携を図る。

いじめた側の生徒の保護者への対応

１　家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際には、管理職（校長・教頭）を中心に、複数の職員で対応するようにする。
２　一方的に話すことのないよう、十分に配慮する。
３　「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、「いじめに対する正しい認識」を促し、家庭での指導を依頼する。
４　今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめに関わっている」という保護者の共通認識の上に立つことが必要である。
５　いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
６　スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。

特に配慮を要する生徒への対応

１　特に配慮が必要な生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の特性を十分に理解し、個別の教育支援計画や指導計画の情報共有を行いつつ、適切な指導と必要な支援を行う。
２　日常的に保護者との連携及び周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

周囲の生徒・保護者への対応

明石市教育委員会　児童生徒支援課「いじめ問題への対応（改訂版）」より

学級活動、生徒会の取組

1　生徒に、いじめは「重大な人権侵害」であり、人として「絶対に許されない行為」であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
2　学級活動、生徒会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に自分たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。
3　話し合いの結果を整理し、行動化のための具合的計画を立てる機会を設ける。

周囲の生徒への対応

1　いじめは、「被害者」「と加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団すべての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
2　直接手は下さないが、まわりでおもしろがったり、はやし立てたりする「観衆」は、いじめる行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている生徒にとっては、支え（味方）にはなり得ないことを理解させる。
3　いじめられている生徒の苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、例えばいじめではないかという「気づき」を教職員をはじめとした大人に伝える等、自らの意志によって行動がとれるよう指導する。

周囲の生徒の保護者への対応

1　事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
2　関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話しあってもらうようお願いする。
3　今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

PTA・地域との連携・協力

1　PTA や地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
2　学校の方針や解消の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
3　人権やプライバシーなどに十分配慮しながら、子どもたちを温かく見守ることをお願いする。
4　校外などにおけるいじめや問題行動等については、PTA やスクールガード、自治会等、地域の方々としっかり連携し、いじめへの気づきやいじめの場面の発見の際には、学校へ速やかに連絡がもらえるよう体制整備等に努める。

関係機関等との連携・調整

1　市教育委員会の指導を受けながら、必要に応じて、県中央こども家庭センター・警察・少年サポートセンターなどの関係機関と連携を図る。
2　特に、暴行・傷害の事実が認められた場合は、原則として、警察または少年サポートセンターに情報提供を行う。また、警察の捜査に協力し、その妨げにならないよう配慮しながら、調査を進めるとともに、少年サポートセンターに、必要に応じて、調査にも協力を仰ぐようにする。

Ⅳ ネット上のいじめへの対応

兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル（平成 29 年 8 月）」より

1　ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口やひぼう・中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりするなどの方法により、いじめを行うもの。

ネット上のいじめ	特殊性による危険
□SNS や無料通話アプリ等でのいじめ □動画共有サイト等でのいじめ □学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ	■匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易にひぼう・中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんながひぼう・中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ■無料通話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある。
□SNS から生じたいじめ	■掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、ひぼう・中傷の対象として悪用されやすい。 ■スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
□動画共有サイトでのいじめ	■一度流出した個人情報は、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制の Web サイト。

2　未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し双方で指導を行う。

〈未然防止の観点から〉

○生徒のスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うよう依頼する。

○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識をもたせる。

○「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識する。

〈早期発見の観点から〉

○家庭では、メール等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談するよう依頼する。

3　早期発見・早期対応のためには

○書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を生徒や保護者に助言し、協力して取り組む。

○学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

○被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※未然防止、再発防止にむけた指導のポイント

・ひぼう・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではない

・匿名で書き込みできるが、書き込みを行った個人は必ず特定される

・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される

対応に困ったら

◇ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
（兵庫県教育委員）　http://hyogokko.npos.biz/

◇兵庫県警察サイバー犯罪対策課
http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html

◇子どもの人権 110 番（神戸地方法務局人権擁護課）
電話：0120-007-110　　FAX:078-392-0180

書き込み等の削除の手順（参考）

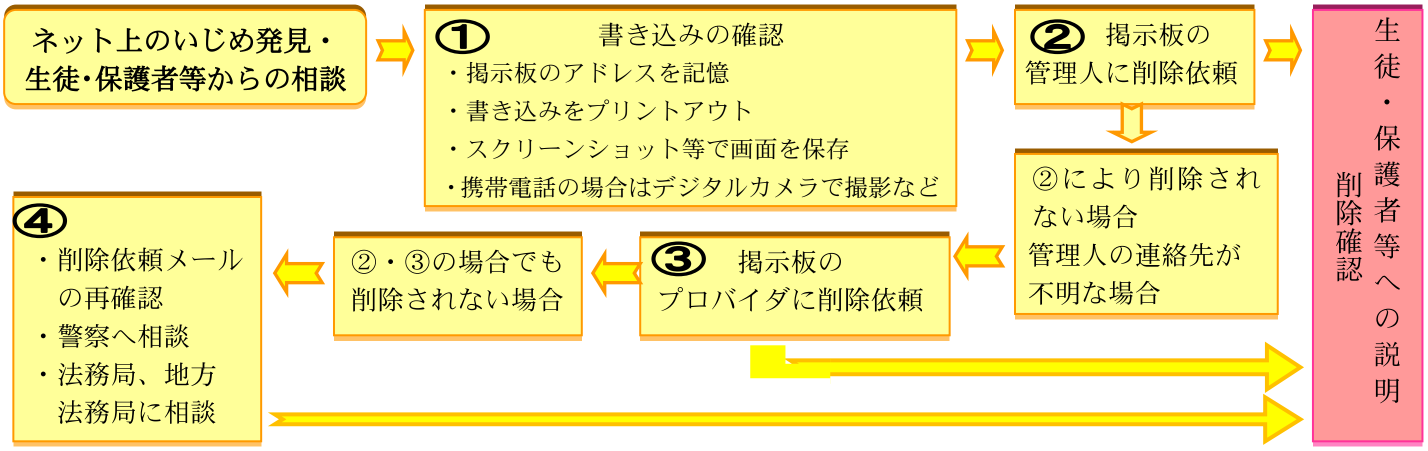

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。